

沖縄県看護師等修学資金について

対象者

1. 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者
2. 卒業後、直ちに沖縄県内の看護職員の確保が困難な施設（免除対象施設）において一定期間、看護職員として業務に従事しようとする者
3. 県外での就業が条件となっている奨学金等を受給していない者
※申し込みには、連帯保証人（沖縄県に住所を有し、独立した生計を営む身元確実な成年者）が2人必要です。
4. 令和2年度において高等教育の修学支援新制度による支援（授業料等減免、給付型奨学金）を受けない者

修学資金の金額

	看護学科
第一種修学資金	月額 36,000 円
第二種修学資金	年額 700,000 円

※第二種修学資金は、別途経済的負担を証する書類が必要です。

（非課税世帯の場合：所得証明書、生活保護を受給している場合：受給証明書、障害者のいる世帯の場合：障害者手帳の写し等）

貸与期間

4月～翌年3月までの1年間 貸与希望者は毎年申請が必要

返還責務の免除要件

卒業後、1年以内に免許を取得（登録）し、所定の施設で以下の期間に従事した場合

- 第一種修学資金：貸与年数の2倍の期間（上限5年）
 - 第二種修学資金：貸与年数の3倍の期間（上限10年）
 - 第一種・第二種併用：それぞれの従事期間の合算（上限10年）
-